

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市高富地域上水道事業					水道技術管理者名
浄水場名	高富水源(高富水源配水地系)					山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	七日市民館給水栓					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9			

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市高富地域上水道事業	水道技術管理者名
浄水場名	北部水源地(北部水源地配水地系、雉洞増圧P場経由)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	大桑雉洞地内給水柱	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9			

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市高富地域上水道事業	水道技術管理者名
浄水場名	北部水源地(北部水源地配水地系、市洞増圧P場経由)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	市洞公民館給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市伊自良簡易水道事業	水道技術管理者名
浄水場名	伊自良第1浄水場(第1配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	掛公民館給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○				○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○							○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7-トリメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市伊自良簡易水道事業	水道技術管理者名
浄水場名	伊自良第3浄水場(第2配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	小倉公民館給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過(急速ろ過 膜ろ過 その他)	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		10	25	10	10	25	10	10	51	10	10	25	10		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市伊自良簡易水道事業	水道技術管理者名
浄水場名	伊自良第3浄水場(第3配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	ハリヨ公園給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		10	25	10	10	25	10	10	51	10	10	25	10		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市美山地域上水道	水道技術管理者名
浄水場名	北武芸浄水場(北武芸配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	北武芸浄水場給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 (急速ろ過 膜ろ過 その他)	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が定量下限値未満であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		10	25	10	10	25	10	10	51	10	10	25	10		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市美山地域上水道	水道技術管理者名
浄水場名	葛原浄水場(葛原配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	(百瀬)富士浅間神社給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○				○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○							○			○		4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が定量下限値未満であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市美山地域上水道				水道技術管理者名
浄水場名	乾浄水場(乾配水池系)				山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	日永公民館給水栓				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター				2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市美山地域上水道					水道技術管理者名
浄水場名	西武芸水源地(西武芸調整池系)					山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	みやま保育園給水栓					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○					4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	9	25	9	9	25	9	9	51	9	9	25	9			

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市美山地域上水道	水道技術管理者名
浄水場名	円原浄水場(円原配水池系)	山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	コテージ村給水栓	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
4 水銀及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
5 セレン及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
6 鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
14 四塩化炭素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
17 ジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
20 ベンゼン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
21 塩素酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
34 鉄及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
35 銅及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
45 フェノール類	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無いため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	49	9	9	49	9	9	51	9	9	49	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山口市美山地域上水道				水道技術管理者名	
浄水場名	円原浄水場(中央配水池系)				山口 寛	
採水の場所(住所及び施設名)	富波保育園給水栓					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター				2回目 10月	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
4 水銀及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
5 セレン及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
6 鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
14 四塩化炭素	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
17 ジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
20 ベンゼン	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
21 塩素酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
34 鉄及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
35 銅及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
40 蒸発残留物	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
45 フェノール類	3ヶ月毎	○				○			○					4	過去3年間の検査結果が無い
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	49	9	9	49	9	9	51	9	9	49	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 平成31年度 浄水水質検査計画表(別紙1)

水道事業名	山県市中洞簡易水道事業					水道技術管理者名
浄水場名	中洞水源地(中洞配水池系)					山口 寛
採水の場所(住所及び施設名)	出口公民館給水栓					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 ガドリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1以下だが安全性確認のため
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去の検査結果が基準値の5分の1超過であるため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
43 1,2,7-トリメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下であり、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
45 フェノール類	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	26	9	9	26	9	9	51	9	9	26	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

3 原水水質検査計画（別表2）

（水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による原水検査等）

平成31年度

水道事業名	浄水場名並び水源名	水源種別 被圧地下水以外の地下水等	浄水方法	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	原水等の検査			備 考
						指標菌 頻 度	クリプトスポリジウム等 頻 度	全項目検査実施月	
						回/年	回/年		
高富地域上水道	高富水源地(4井)	地下水 NO,1	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
		地下水 NO,2	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
		地下水 NO,3	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
		地下水 NO,4	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
	北部水源地(2井)	被圧地下水 NO,1	塩素滅菌のみ	無	L2				休止中
		被圧地下水 NO,2	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
美山地域上水道	円原水源地(2井)	地下水 NO,1	膜ろ過	無	L2	4	0	5	
		地下水 NO,2	膜ろ過	無	L2	4	0	5	
	葛原水源地	表流水(見舞谷川)	緩速ろ過	有	L4	4	1	5	
	乾水源地(2井)	地下水 NO,1	紫外線照射	有	L3	4	1	5	
		地下水 NO,2	紫外線照射	無	L2	4	0	5	
	樺水源地	表流水(樺谷川)	急速ろ過	有	L4	4	1	5	
	西武芸水源地(1井)	地下水	塩素滅菌のみ	有	L2	4	0	5	
中洞簡易水道	中洞水源地(1井)	地下水	塩素滅菌のみ	無	L2	4	0	5	
伊自良簡易水道	平井第1水源地(2井)	地下水 NO,1	急速ろ過	有	L3	4	1	5	
		地下水 NO,2	急速ろ過	有	L3	4	1	5	
	松尾北第2水源地(2井)	地下水 NO,1	急速ろ過	有	L3	4	1	5	
		地下水 NO,2	急速ろ過	有	L3	4	1	5	
	松尾南第3水源地(2井)	地下水 NO,1	急速ろ過	無	L2	4	0	5	
		地下水 NO,2	急速ろ過	無	L2	4	0	5	

※常時使用する全ての水源について記入しました。

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査(別表3)

平成31年度

水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名(商品名)			検査月			関係ゴルフ場名	備考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	第1回	第2回	第3回		
特に無し										

5ダイオキシン類検査(別表4)

水道事業名 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			備考
	原水・浄水の別	頻度		
		毎月	回/年	
特に無し				

6 水源選定及び給水開始前全項目検査(別表5)

区分	水源選定		給水開始前		備考
	水道名	件数	水道名	件数	
年月					
年月					
年月					